令和８年11月15日
於　鳴子公民館ホール

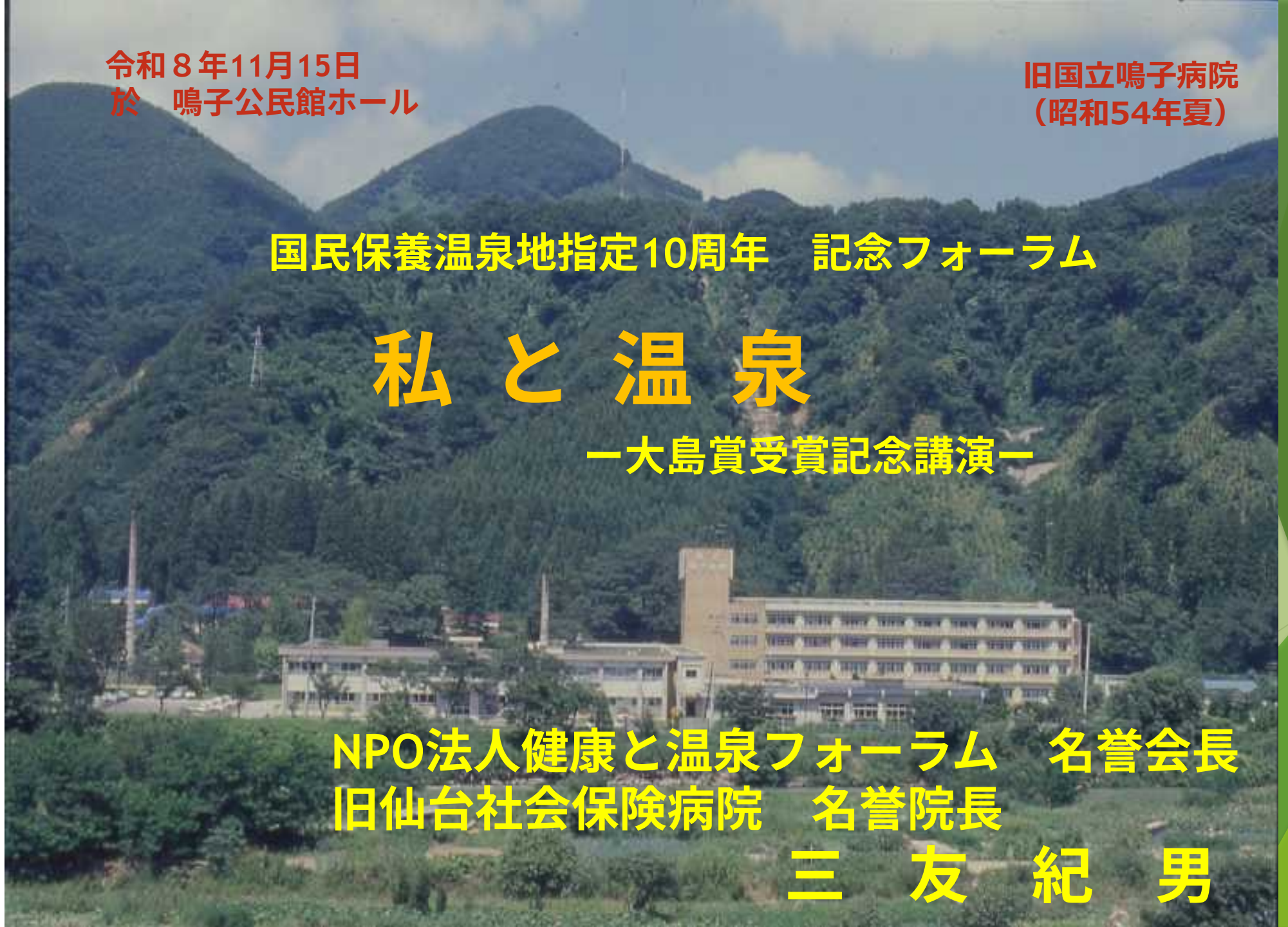

旧国立鳴子病院
（昭和54年夏）

国民保養温泉地指定10周年　記念フォーラム

私 と 温 泉

ー大島賞受賞記念講演ー

NPO法人健康と温泉フォーラム　名誉会長
旧仙台社会保険病院　名誉院長
三　友　紀　男

履　　歴

昭和42年（1967）　東北大学医学部卒業

43年（1968）　東北大学医学部附属鳴子分院内科入局

助手→講師を経て

53年（1978）　国立鳴子分院内科医長

57年（1982）　鳴子在職・在住　14年間　　離鳴子　44年経過

東北厚生年金病院（現：東北医科薬科大学付属病院）

リウマチ膠原病内科

部長→主任部長→副院長を経て

平成14年（2002）　仙台社会保険病院（現：JCHO仙台病院）院長

18年（2006）　定年退職　名誉院長

20年（2008）→ 令和８年（2026）健康と温泉フォーラム会長


国民保養温泉地　指定10周年
おめでとうございます
国民保養温泉地指定書　授与式
H28.05.22　東京

Since 1986

NPO法人健康と温泉フォーラム

発足　1986年（昭和61年）　：　今年で設立40周年

初代会長　大島良雄先生

温泉保養地に関係するあらゆる分野（産・官・学）の専門家で組織

理念と目的

健康で活力ある社会の構築

温泉の健康的利用促進の啓蒙・普及活動

温泉保養地づくりに関する情報の提供

国際交流と支援

会員数　令和7年度　法人会員50件（うち　大崎市を含む自治体12件）

個人会員72人

The Forum on Thermalism in Japan

すべての人に温泉を。

産・官・学の垣根をこえて、温泉の知をつなぐ。

Thermalism for All

特定非営利活動法人 健康と温泉フォーラムは、1986年の創設以来40年にわたり、温泉療法医をはじめとする医療・環境・観光の専門家や、行政・大学などの関係機関とともに、健康と温泉の研究・交流に取り組んできた団体です。

NPO法人健康と温泉フォーラム　HPより

温泉の保健的利活用の推進

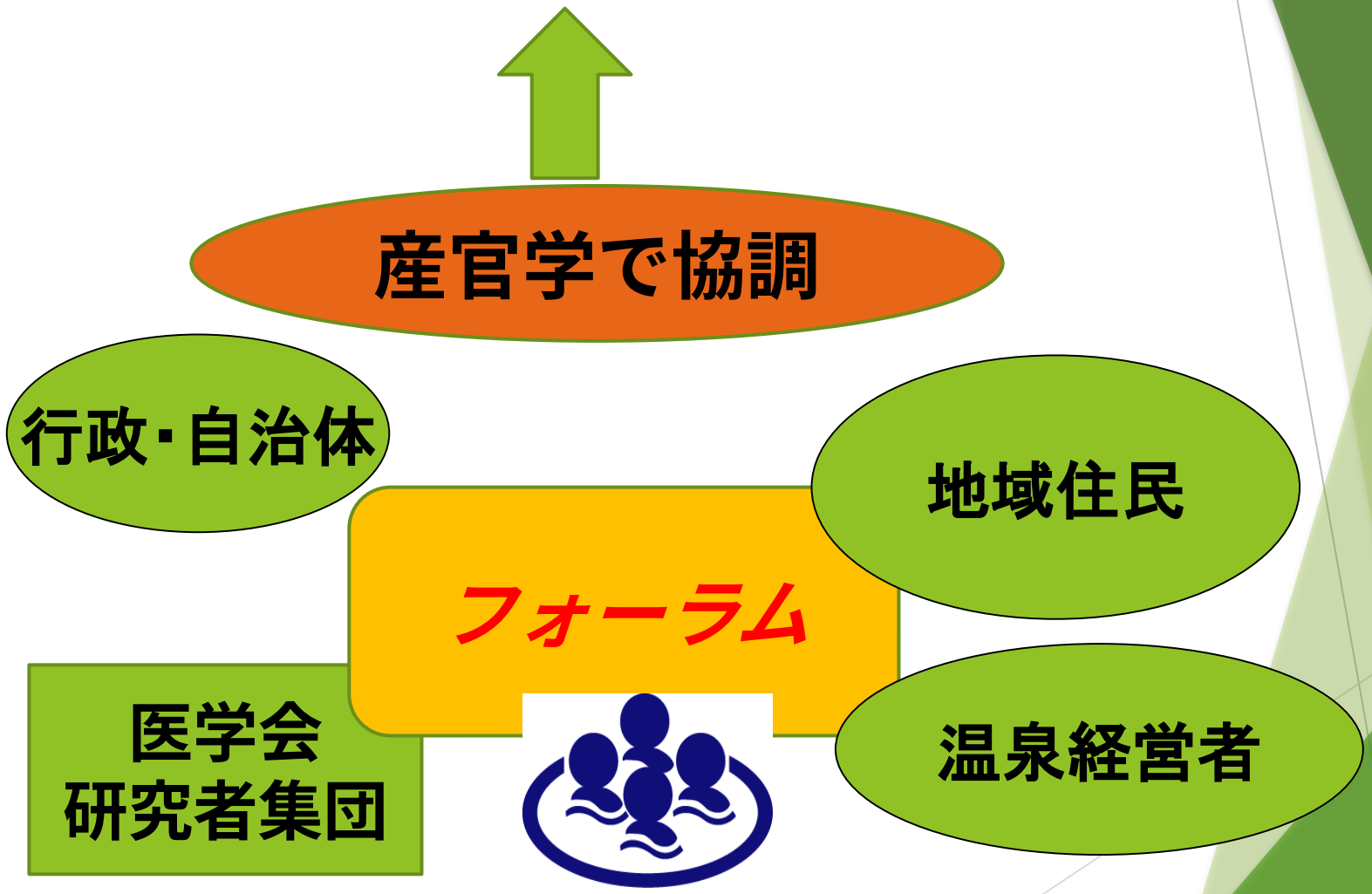



健康と温泉フォーラム 初代会長
故　大島　良雄　博士

明治44年生まれ。東京大学名誉教授。医学博士。FITEC（国際温泉気候連合）元副会長。東京帝国大学医学部卒。我が国の温泉医療の第一人者。岡山大学医学部教授、信州大学医学部教授、東京大学教授、埼玉医科大学教授を歴任。イタリア温泉気候医学会、アメリカ、チェコスロバキア、フランスのリウマチ学会名誉会員。また日本リウマチ学会、日本温泉気候物理医学会、日本アレルギー学会などの会長をもつとめ半世紀以上にわたり数々の優れた研究、指導、治療の業績を残し、平成17年１月11日逝去。享年93歳。

Thermalism for All　　No.006

大　島　賞

三友　紀男 殿

先生は、東北大学医学部を卒業後、東北の有名温泉病院で温泉療法医として多くの治験を重ね、地元住民のみならず、全国の多くの患者の信頼を得ました。その後も、仙台社会保険病院など日本でも有数の地域の中核病院で病院長として、活躍され、日本の地域医療特に、温泉医療の発展のために絶大なご尽力をいただきました。

そして、明治時代に、日本の温泉医学の近代化の基礎を創られた、ベルツ博士の伝統を受け継ぐ、東京大学名誉教授で健康と温泉フォーラムの初代会長の大島良雄先生の意志を引き継ぎ、2006年春、４代目の会長として就任。以降20年間の永きにわたり、「すべての人に温泉を」を標語にした、フォーラム活動に多大なご尽力をいただきました。

温泉を愛する日本人の傷んだ心身の治療を通して、限りない愛情と叡智を惜しみなく、いただき、私たちをご指導をいただきました。ここに深い感謝と尊敬の念を込めて、記念品とともに、日本の温泉医学の発展とその社会化に最も貢献された温泉医学者に授与される権威ある大島賞を贈呈いたします。

令和８年６月５日

猪熊茂子

特定非営利活動法人健康と温泉フォーラム
大島賞特別選考委員会　会長　　猪熊茂子





大島博士ご息女松尾淑子様と　　2026.6.5　　東京

鳴子温泉とフォーラム　（フォーラムHPで閲覧可）

１）平成15年（2003）日本政策投資銀行の委託研究

日本の温泉地再生に関する研究調査

荒井太郎氏：中山平　元蛇の湯

高橋亨氏：鳴子温泉療養部会　委員長

成川弘治氏：町立鳴子温泉病院　院長

他　計80氏

２）平成18年（2006）3月10日

鳴子町における温泉再生と活性化の取り組み

主催：鳴子町・健康と温泉フォーラム

会場：ホテルオニコーベ

基調講演　仙台社会保険病院長　三友紀男

鳴子温泉での温泉医学研究の歴史と展望

パネラー　鳴子町立病院長　成川弘治氏

鬼首公民館長　大山厚昭氏

他



医学部学生時代と温泉（1）

昭和36年4月　東北大学医学部入学

4年次、5年次の夏季休暇にアルバイトで

八幡平大深温泉で過ごす

大深温泉：八幡平温泉郷の一部で、

昭和31年　大里文祐氏（花輪市の医師）が開設

その後、子息祐一氏（医師）が継承している

昭和34年　国民保養温泉地に指定

源泉温度94度の硫黄泉

宿泊棟はオンドル小屋とバンガローのみ

電気は僅かな自家発電　自動車道路から200m程度奥に入る

電話は無線電話

医学部学生時代と温泉（2）

医学部学生6年生の夏季休暇実習

鳴子分院から玉川温泉へ　（秋田県八幡平）

療養相談と温泉を利用した研究をする先生に随行

湯治者に飲泉、その後に胃カメラで粘膜生検

- 飲泉後の胃粘膜の状況を胃カメラで観察：高濃度飲用では粘膜出血多数出現
- 家兎に飲泉させ、胃粘膜病変を観察

（玉川温泉：日本最強の酸性温泉、pH1.01）

日本温泉気候物理医学会雑誌34巻、79-86,1971.

秋田県玉川温泉飲泉と消化器障害に関する基礎的、臨床的研究

斎藤輝信、杉山尚、三友紀男　他

鳴子時代　14年4ヵ月

昭和42年 3月　東北大学医学部卒業

43年 4月　東北大学医学部附属病院
鳴子分院内科　入局

53年10月　国立鳴子病院内科　入職

57年 8月　同　上　退職

14年4ヵ月　家族と共に鳴子で過ごす

学童疎開と鳴子温泉

昭和15年7月3日　誕生

昭和28年3月　　東京都台東区立谷中小学校卒業

31年3月　　東京学芸大学付属竹早中学校卒業

学童疎開　　鳴子町史上巻429-435、昭和49年刊

鳴子温泉：東京都小石川区（現文京区）

浅草区（現台東区東部）

約3,795名の学童が来鳴（昭和19年8月）

福島県の温泉：東京都下谷区（現台東区西部）

疎開学童衛生調査 (鳴子分院発足当初の仕事）

鳴子地区集団疎開学童の衛生状態　　東京　小石川区役所　刊

杉山　尚　　海藤　勇　　及川　光男　　伊藤　益次

１．基礎的調査と約半年間の経過について　　昭和20年4月1日

２．後半期に現はれたる所謂食餌性浮腫に就いて　昭和20年10月25日

杉山　尚　：　鳴子地区集団疎開学童の衛生調査成績（第1報）

東北帝大抗研集談会　昭和20年６月

杉山　尚　：　鳴子地区集団疎開学童の衛生調査成績（第2報）

鳴子分院と疎開学童　　第30回東北医学会総会　昭和20年11月

鳴子分院の発足と整備

昭和19年12月10日　鳴子町河原湯に開院　20床

東北帝大医学部付属病院鳴子分院

伊藤　実　付属病院長

杉山　尚　分院主任（講師）

昭和22年9月　カスリン台風で流出　*（鳴子ダムの完成は昭和32年）*

23年4月　鳴子町新屋敷に鳴子町より土地・建物の提供を受けて再興

30年　東北大学医学部附属温泉医学研究施設（内科・外科・小児科・皮膚科）

41年　温泉治療学内科部門・リハビリテーション医学部門に整備

国立鳴子病院沿革

昭和13年4月　仙台陸軍病院臨時川渡転地療養所

12月　鳴子町末沢に新設移転

仙台陸軍病院臨時鳴子分院

昭和20年12月　厚生省へ所管替え　国立鳴子病院へ　200床

26年 4月　第4代菊池正三院長着任、温泉病院への方向付け

35年 1月　リウマチセンター開設

44年12月　新病棟落成　200床

一般内科・外科・整形外科・リウマチ・

脳卒中/神経疾患のリハビリ　等

鳴子温泉と農民の家

昭和24年(1949)に菊地養之助・袖井開・日野吉夫らによって設立された温泉保養施設を運営する専門農協

鳴子分院長　杉山 尚

「温泉療法の医学的研究の場としての病院だけでなく、

湯治の実践の場としての施設の必要性を痛感」

伝統的湯治から現代的湯治へ

自炊から一部賄い付き

診療施設の具備



杉山尚（1915－2004）



菊池正三（1914－1993）

温研の研究の進展

人体に対する温泉の作用機転の研究

温泉生理学　Balneo-physiology

- 消化機能と温泉
- 含有成分の特異薬効学的作用（飲泉の効果）
- 内分泌機能、自律神経機能、循環機能など各種生体機能に対する温泉の作用

杉山尚：湯あたりの研究　他

昭和34年　第24回日本温泉気候物理医学会

総会　シンポジウム　　温気25巻、1-15，昭36

昭和36年（1961）

Baederreaktion in Japan（日本における湯あたり）

Zschr angew Baeder-Klimahk 8: 65-73, 1961

昭和50年（1975）

Die medizinishen Anschauungen uber Unterscheide zwishen japanishen und westlichen Thermalquellen

(日本の温泉と西洋の温泉の違いに関する医学的見解)

Zschr angew Baeder-Klimahk 22: 337-340, 1975

鳴子分院発表論文数の推移

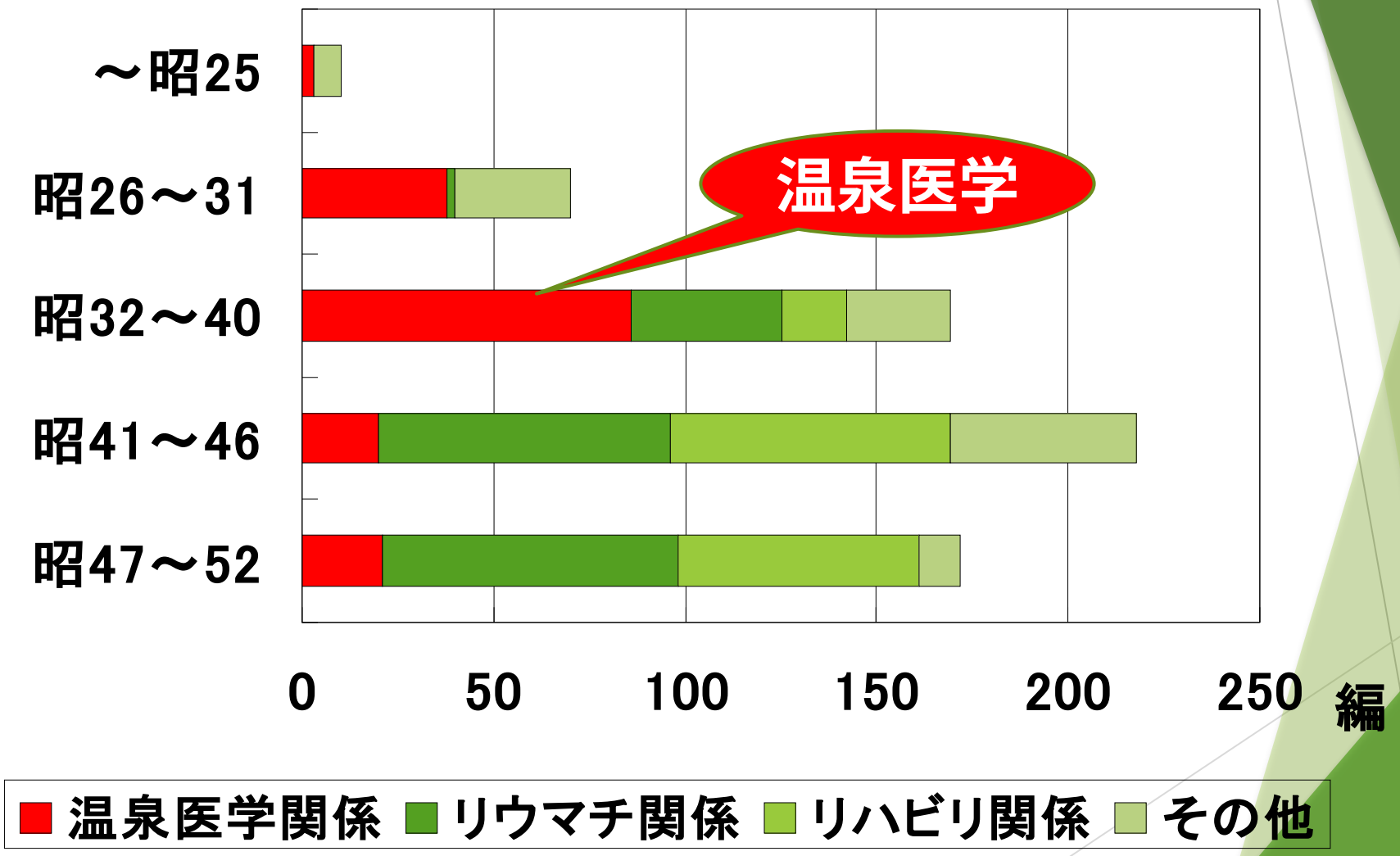

鉱　泥



関節リウマチ患者の治療に、鉱泥シップ・
全身鉱泥浴として使用していた

構造改革の嵐

鳴子分院・温泉医学研究施設の再編

平成6年（1994）6月

鳴子分院　　閉院し本院（仙台）へ吸収

温泉医学研究施設　　リハビリ医学研究施設　を経て

医学部障害科学へ

国立鳴子病院の移譲

平成11年（1999）　町立鳴子温泉病院へ

18年（2006）　大崎市民病院鳴子温泉分院へ

令和 3年（2021)　　新築40床（200床から減床）

鳴子～仙台へ

昭和57年9月（1982）
国立鳴子病院から
東北厚生年金病院へ移動
院内呼称
リウマチ膠原病内科
正式呼称　リウマチ膠原病診療部

医療法で「リウマチ科」が認められたのは
平成８年（1996）

その後の温泉関係の係り（1）

平成12年～26年まで

宮城県自然環境保全審議会（温泉審議会）専門委員

平成17～19年

宮城県温泉資源管理基本計画策定委員会委員

委員長：山村順次先生（千葉大学教授）

主な審議：掘削関係の審議　　大深度掘削の問題

温泉保護区域の掘削の問題　温泉法の不備・限界を痛感

伊豆沼周辺での温泉掘削の問題

その後の温泉関係の係り（2）

平成20年（2008）～令和８年（2026）　18年間

NPO法人健康と温泉フォーラム　会長

・月例研究会（第１回2008年12月　～　2026年９月第131回）

・**温泉利用型健康増進施設**認定要件緩和の運動

・温泉地が結集して国民の健康づくりや観光振興に取り組む活動

厚生労働省認定　健康増進施設

温泉を利用した健康づくり施設

一定の基準を満たした施設を厚労省が認定する。

１）*温泉利用型健康増進施設*

温泉療法の知識・経験を有する医師のいる医療機関との連携のもと、温泉を利用した**各種の入浴設備と運動設備が総合的に整備**され、**健康運動指導士・温泉利用指導者が配置**されている。

温泉療養費（利用料金・交通費）は所得税医療費控除の対象

２）*温泉利用プログラム型健康増進施設*

前者の普及型施設

疾病に対する温泉治療ではなく、一般の健康増進のための施設

温泉利用型健康増進施設の認定要件（１）昭和63年11月29日　厚生省告示第273号

１．設備

- 有酸素運動及び筋力強化等の補強運動が安全に行える設備（以下の①～③の一つ以上）
  ①トレーニングジム　②運動フロア　③プール（遊泳用プール）
- 準備運動及び整理運動を行う設備
- 温泉利用のための設備
  ①入浴前に温泉または温水を身体に浴びるための設備（いわゆる「かかり・かぶり湯」）
  ②全身及び身体の一部の入浴を行うための温泉浴槽（いわゆる「半身・全身浴」）
  ③心身の安静を主たる目的として仰臥した状態で入浴を行うための温泉設備（いわゆる「寝湯」）
  ④動水圧、気泡等により身体の表層を刺激し、血行を促進するための温水浴槽（いわゆる「圧注浴」「気泡浴」「過流浴」など）
  ⑤蒸気浴または熱気浴を行うための設備
  （いわゆる「箱むし」「ミストサウナ」「遠赤外線サウナ｝など）
  ⑥更衣室、休憩室その他の付帯設備
- 体力測定及び運動プログラムの継続のための設備
- 生活指導を行うための設備
- 応急処置を行うための設備

２．医療機関との連携関係

- 温泉療法に関する知識及び経験を有する者であること

温泉利用型健康増進施設の認定要件（2）

３．健康運動指導士の配置

４．体力測定、運動指導、生活指導及び応急手当を行う者の配置

５．温泉利用指導者の配置

６．健康状態の把握、体力測定の結果に基づく運動プログラムの提供

７．適切な温泉利用指導

８．適切な生活指導

９．妥当な利用料金（施設の利用を著しく制限するものではないこと）

10. 適切な施設の維持管理

温泉利用型健康増進施設

平成26年4月現在　全国20施設　　（健康開発財団HP）

東北地区（7施設）

青森県南部町	バーデンハウスふくち
岩手県花巻市	健考館
秋田県秋田市河辺	ユフォーレ
山形県村山市	クアハウス碁点
山形県天童市	ラ・フォーレ天童のぞみ
福島県いわき市	いわき市健康・福祉プラザ
福島県猪苗代町	リステル猪苗代シーズ

北海道地区（なし）　関東地区（3施設）　中部地区（７施設）
近畿地区（1施設）　中国地区（1施設）　四国地区（1施設）
九州地区（なし）

温泉利用型健康増進施設の認定要件緩和について



厚生労働省には、健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことができる施設を温泉利用型健康増進施設として認定し、医師の処方に基づき運動療法を実施した場合、医療費控除の対象とする健康増進施設認定がございます。

しかしながら、認定を受けた施設は全国に２０箇所しかなく、温泉地が国民の健康寿命の延伸及び生活習慣病予防に対し十分に役割を果たせていない現状があります。

認定を困難にしている要因として、認定の基準である「運動を安全かつ適切に実践するための施設を備えていること」及び「体力測定および運動プログラムの提供のための設備を備えていること」の***要件が一つの施設に求められていること***があります。認定を受けるためには、一つの施設内に認定基準を満たすための十分な敷地や湯量が求められ、申請にいたっていないと考えられます。

温泉地には、日帰り入浴施設、温泉旅館、介護施設、公共体育施設、社会教育施設等の施設が点在しており、お互いの設備を連携することにより認定基準の要件を満たすことが可能となります。

つきましては、温泉利用型健康増進施設の認定が温泉地として国民の健康増進に寄与できるものと考えますので、健康増進施設認定規定の施設の解釈において、温泉利用型健康増進施設については**複数施設の連携**も含まれるようご検討をお願い申し上げます。

平成２７年６月９日

厚生労働大臣　塩崎　恭久　殿

ラジウム・ラドン温泉を利用した健康日本推進連絡会議

鳥取県三朝町長　吉田秀光、　秋田県仙北市長　門脇光浩、　新潟県阿賀野市長　田中清善
山梨県北杜市長　白倉政司、　鳥取県倉吉市長　石田耕太郎　北海道豊富町長　工藤栄光
大分県竹田市長　首藤勝次、　健康と温泉フォーラム会長　三友紀男

健康増進施設認定規程の整備

平成28年（2016）３月31日一部改正　（告示　第158号）

（健康増進施設）

第2条　二　健康増進のための温泉利用（以下「温泉利用」という。）及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設であって適切な生活指導を提供する場を有するもの（温泉利用を安全かつ適切に行うことのできる施設（以下「温泉利用施設」という。）と運動健康増進施設が近接していることその他の事情により一体となって運営されていると認められるもの（以下「連携型施設」という。）を含む。

（施設の基準）

第４条　三　申請施設が連携型施設である場合　次に掲げる基準

ハ　運動健康増進施設と温泉利用施設が近接していることその他の事情により一体となって運営されているとともに、これらの施設が連携して適切な健康指導を提供する場を有すること。

平成元年（2019）10月27日　厚生省医療保健局長通知　（健医発第1348号）

７　規程第４条第３号ハに規定する近接していることその他の事情により一体となって運営されているとは、次の要件をいずれも満たしているものであることをいう。

（1）連携型施設として認定を受けようとする運動健康増進施設と温泉利用施設が原則同一の市町村に置かれていること

（2）連携型施設として認定を受けようとする運動健康増進施設と温泉利用施設の間を徒歩又は送迎バス等の利用により容易に往来が可能であること。

温泉利用型健康増進施設　（温泉利用型健康増進施設連絡会）

全国23施設

令和８年10月2日現在　（厚労省HP）

東北地区（6施設）

青森県南部町	温泉保養館バーデハウスふくち
秋田県秋田市河辺	健康増進交流センター　ユフォーレ
仙北市	玉川温泉/新玉川温泉
山形県村山市	クアハウス碁点
天童市	ラ・フォーレ天童のぞみ
福島県いわき市	いわき市健康福祉プラザいわきゆったり館

北海道地区（１施設）　関東地区（2施設）　中部地区（4施設）　近畿地区（5施設）
中国地区（3施設）　四国地区（0施設）　九州地区（２施設）

うち　連携型は　北海道1・中国1・九州2施設

温泉の利用形態　　調査年　昭50頃？

	全国での割合	宮城県での割合
１．観光的利用	７２．４％	４０．６％
２．保健的利用	*６．２％*	*３１．２％*
３．その他	２１．４％	２８．２％

農漁業的利用

野菜・草花のハウス栽培・ウナギの養殖

工業的利用

地熱発電

健康に関する
関心の高まりの背景

少子高齢化社会の到来
　　高齢者医療費の高騰
バブル崩壊の影響
　　観光的利用から保健的利用への展開

健康志向の高まり
　　自然回帰志向　　*温泉・温泉地の利活用*

行政の取り組み　：
　　国民健康づくり　→　健康日本21
　　1978（昭53）　　2000（平12）

我が国における健康づくり運動

○平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開してきた。

1978

S53～　第１次国民健康づくり
健康診査の充実、市町村保健センター等の整備、
保健師などのマンパワーの確保

1988

S63～　第２次国民健康づくり　～アクティブ８０ヘルスプラン～
運動習慣の普及に重点をおいた対策
（運動指針の策定、健康増進施設の推進等）

2000

H12～　第３次国民健康づくり
～健康日本21～
一次予防の重視
具体的な目標設定とその評価

2013

H25～　第４次国民健康づくり
～健康日本21（第二次）～
健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標
生活習慣に加え社会環境の改善を目指す

2024

R6～　第５次国民健康づくり
～健康日本21（第三次）～

2035

成人病　→　生活習慣病
1996年　公衆衛生審議会

H15(2003)　健康増進法の施行
H19(2007)　健康日本21中間評価
H23(2011)　健康日本21最終評価
「スマート・ライフ・プロジェクト」開始
H30(2018)　健康日本21（第二次）中間評価
R４(2022)　健康日本21（第二次）最終評価

健康日本21

第一次　　平成12年（2000）～平成24年（2012）

生活習慣病予防を中心に、９分野で数値目標を設定して国民運動として展開

第二次　　平成25年（2013）～令和５年（2023）

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最終目標に、生活習慣改善やNCD対策を強化。

コロナ禍で一部指標の悪化や格差拡大が課題として指摘された。

第三次　　平成６年（2024）～平成17年（2035）　　現在進行中

ビジョン：すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な
社会の実現

キーワード：inclusion 誰一人取り残さない
implementation 実効性のある取り組み
ライフコースアプローチ（胎児期～高齢期）も重視

NCD: non-communicable diseases 非感染性疾患

WHO定義：不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などが原因として共通する非感染性疾患群

４大NCD：循環器疾患・がん・糖尿病・慢性呼吸器疾患

健康日本21（第３次）概念図　（厚労省HP）

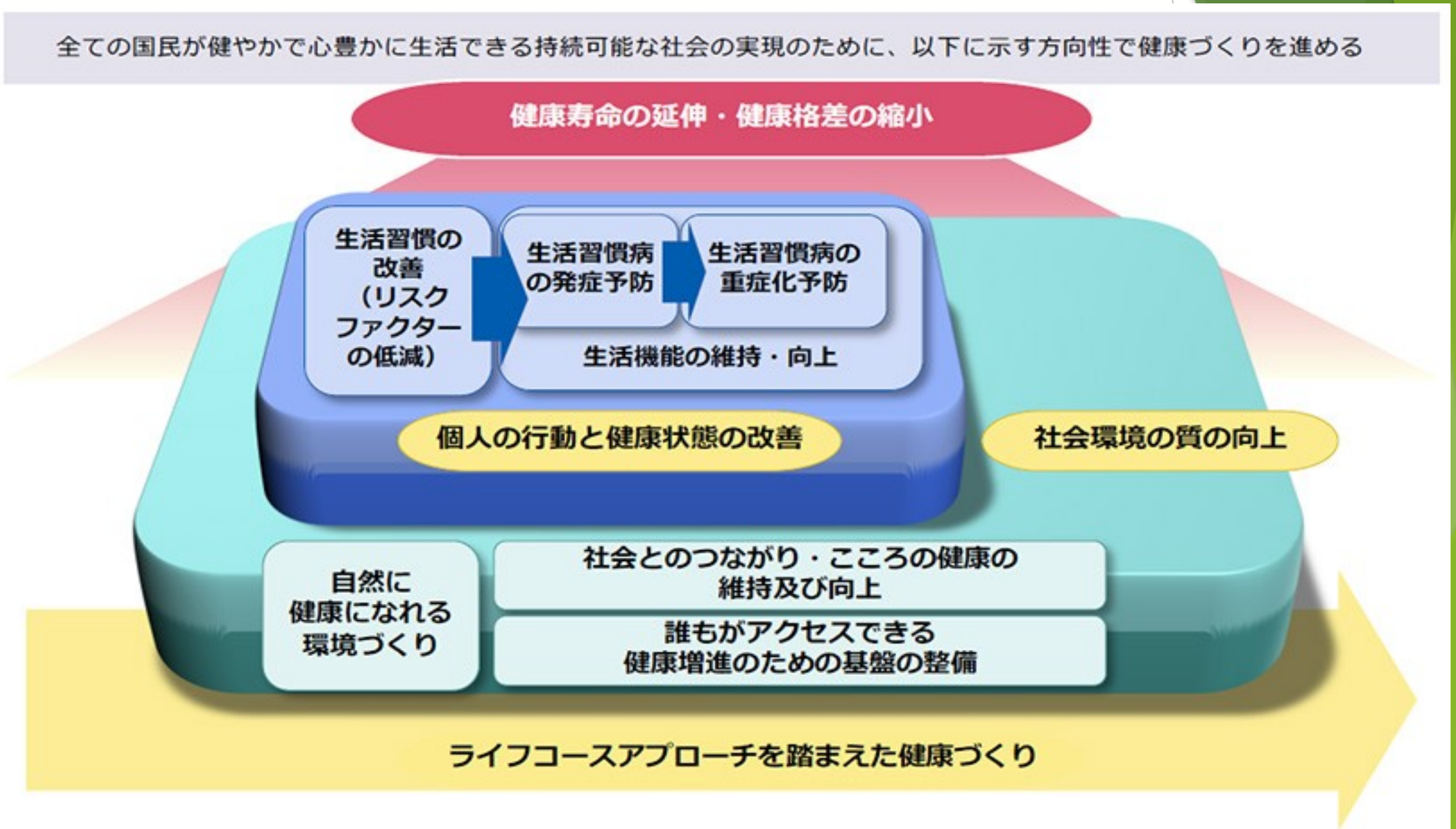

AI(copilot,microsoft)に聴きました

2026/09/26

仙台に住んでいます。
湯治をしたいのですが、
自炊しながら湯治のできる温泉を
教えてください。

AI(copilot)の答え

結論として、仙台から近距離で“自炊しながら湯治”ができる温泉は、**実質的に「鳴子温泉郷」が中心です**。 検索結果にもいくつか温泉が出ていますが、自炊湯治（共同炊事場・長期滞在向け設備）を公式に備えているのは鳴子が圧倒的です。仙台市内・秋保・作並・青根などは「素泊まりは可能でも自炊設備なし」がほとんどで、**湯治文化が残っているのは鳴子だけと言ってよいです。**

結論(copilot)：

仙台から　湯治＋自炊なら
鳴子一択

仙台から近距離で、
共同炊事場あり
長期滞在向け料金あり
湯治文化が現存

この3条件を満たすのは
鳴子温泉郷だけです。

AI (copilot)に聴いてみました
鳴子で湯治のできる温泉宿は？

結論として、鳴子温泉郷で「自炊の湯治」が可能な宿は、最新の観光協会データによれば合計 *14軒* あります。　（鳴子温泉 6軒＋東鳴子温泉 8軒）

以下に、公式情報に基づき自炊湯治が可能と明記されている宿だけを抽出して一覧化します。

鳴子温泉（6軒）略　　東鳴子温泉（８軒）略

鳴子温泉郷は全国でも珍しく、自炊湯治文化が今も残る温泉地で、これだけの数が現存しているのは非常に貴重です。

AI回答続き

次に知ると便利なこと

もしよろしければ、以下も整理できます：

自炊設備の充実度（共同キッチンの広さ・IH/ガス・調理器具）
長期滞在向けの宿（洗濯機・買い物アクセス・Wi-Fi）
湯治向け泉質の違い（黒湯・重曹泉・硫黄泉など）
高齢者向けの使いやすさ（段差・エレベーター・部屋の設備）

日本人の温泉好き

向井千秋さん

「家族で温泉に行き、日本酒を飲みたい」

（1994年、宇宙飛行後、郷里の群馬県に帰って）

野口聡一さん

「今は温泉に入って、日本酒を飲みたい」

（2005年宇宙から帰還の直後に）

求められる
受け入れ体制の整備・充実

超高齢化社会

社会環境の変化

疾病構造や

医療環境の変化

対応する受け入れ環境の整備・充実

根底に置く理念

地域の伝統・風土に裏打ちされ

新しい風をよびこんだ

湯治文化の新構築